

一 呈請ハシテ後廢之怪アリト云フニ其ノ事ハ何年解雇ニナラヌヤハ口實夫ノ以故重ニ
預メテ之ヲ後ニ送吏ノ以テ之ヲ拒ヒテ其ノ身ヲ切カ

昭和三十八年

東京聯合自動車株式會社

社長 長延連治

労務第三四八二號
昭和八年十二月十六日

警視總監 藤沼庄平

山本達雄 殿
局長 官殿
長野縣 知事 殿

火正乘合自動車株式會社ノ紛議ニ關スル件

(第一報リ發生)

發生十二十四解決十二二五
使用労働者 四三
爭議参加者 二八
關係労働組合大連局

S. 12.24
5335

要旨

- (1) 會社事務部ハ派立選定手續未了ニシテ之ヲ以テ會社役員權限保持等ニ對シテ其ノ官職命令廢止アリ
- (2) 中野署ハ該會社役員權限以下ニシテ之ヲ以テ會社役員權限保持等ニ對シテ其ノ官職命令廢止アリ
- (3) 會社役員權限以下ニシテ之ヲ以テ會社役員權限保持等ニ對シテ其ノ官職命令廢止アリ

標記乘合自動車株式會社ニ於テハ後業員ノ解雇問題ニ關シテ發シ

